



現況届（児童手当）の手続きはお済みですか！

児童手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。現況届を提出しないと、受給条件を満たしていても6月分以降の受給ができなくなりますので、必ず提出してください。

問合せ 子育て支援課（公内線365）

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当とは 母子家庭、父が

政令で定める程度の障害を持つなどの家庭の母又は母に代わり児童を養育している人に手当を支給し、生活の安定を図り自立を促進する制度です。

特別児童扶養手当とは 政令で定める程度以上の身体障害又は知的障害の状態にあるなどの20歳未満の児童を監護している父、又は母、若しくは父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給し、福祉の増進を図る制度です。

所得制限などの要件がありますので、子育て支援課（公内線365）へお問い合わせください。

中級手話講習会開催

聴覚障害者協会が主催する中級手話講習会を開催します。

日時 9月14日（水）より全21回コース
18時30分～20時30分

場所 南下浦市民センター2階（講義室）

受講対象者 初級修了者で、自己紹介程度の手話表現のできる人。総合学習で手話を学んだ、小中高校生
受講料 3,670円（テキスト代を含む）

申込方法 8月7日（日）までに往復はがきに住所・氏名・年齢・電話（FAX）番号・受講理由を記入し、〒2380101南下浦町上宮田3183杉山節子あて申し込みしてください。

問合せ 福祉総務課（公内線361・362）

「社会を明るくする運動」

7月は、法務省主催による「第55回社会を明るくする運動」の強調月間です。

「社会を明るくする運動」は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪のない明るい社会を築くことを目的とする運動で、強調月間には、全国各地で関連機関・諸団体による様々な活動が展開されます。

本市においても、社会を明るくする運動三浦地区実施委員会により、次のとおりキャンペーンと講演会を実施します。

街頭キャンペーン

日時 7月2日（土） 16時頃から
場所 三浦海岸わいわい市会場

講演会

日時 7月15日（金） 14時～16時まで
場所 神奈川県三浦合同庁舎4階会議室

内容 「青少年の問題行動の理解と対応」～青少年の薬物乱用防止教育のために～

講師 藤野知弘 氏（社会福祉法人中心会「中心子どもの家」所長）

みなさんも犯罪のない明るい地域社会が築かれるよう協力の輪を広げましょう。

問合せ 福祉総務課内三浦地区保護司会事務局（公内線356）

